# 地域安全まちづくり審議会「第1回企画部会」次第

日時: 平成 18 年 6 月 20 日(火) 10:00~ 場所: ひょうご女性交流館 501 号会議室

1 開会
<ul><li>2 議事</li><li>(1) 地域安全まちづくり条例に基づく指針について</li></ul>
(2) 指針骨子案について
(2) その他
3 閉会
・《配布資料》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【 《参考資料》 【 (1) 場所別刑法犯認知状況 ■ (2) 安全・安心まちづくり推進要綱(道路、公園、駐車場、駐輪場、共同住宅) 【 (3) 指針例(神奈川県・栃木県)

### 地域安全まちづくり条例に基づく「指針」について

- 1 地域安全まちづくり条例第 13 条に基づき、県民等が防犯上の具体的な活動を進める際に参考となるガイドラインとして、指針を策定する。
- 2 指針は、各施設の整備者・設置管理者等に何らかの義務を負わせ、又は規制を課する性格のものとはしない。
- 3 条例上、策定する指針は、次の4種類であり、これらの指針に基づき防犯に配慮した 環境整備を進めることにより、犯罪の起こりにくい地域社会の実現に資する。

種類	活動主体	説明	事務担当部局
子どもの安全を確保す るための活動及び措置 に関する指針	保護者・地縁団 体・学校、通学 路の設置管理 者	出入口の限定や登下校時の見守 り活動の実施など、学校及び通 学路における安全確保の活動や 措置を示し、もって子どもの安 全確保を図る	教育委員会
犯罪の防止に配慮した 住宅及び住宅団地の構 造、設備等に関する指針	住宅・住宅団地 の整備者や所 有・管理者	破壊困難な窓や扉の設置や死角 となる障害物の除去など、防犯 への配慮事項を示し、防犯性能 の高い住宅等の普及を図る	県土整備部
犯罪の防止に配慮した 深夜営業店舗に係る措 置に関する指針	深夜に物品販 売等を営む者	レジの配置改善や防犯カメラの 設置など、防犯への配慮事項を 示し、店舗の安全確保を図る	警察本部
犯罪の防止に配慮した 道路等の構造、設備等に 関する指針	道路・公園・駐車場等の設 電・管理者	歩車道の分離や見通しの確保な ど、防犯への配慮事項を示し、 犯罪の起こりにくい道路等の普 及を図るもの	県土整備部

<参考> 他府県における指針策定状況

	<参考> 他桁県にありる指針束定状況 、 指針の種類									
	道路		駐車	駐	住	学 校		指針策定時期	根拠となる 条例の議決・ 施行時期	備考
北海道								H 1 7年 1 0月	H17.3、H17.4	
秋田県								H 1 7年3月	H16.3、H16.4	
茨城県								H 1 6 年 3 月	H15.3、H15.4	
栃木県								H 1 8 年 3 月	H17.3、H17.4	
群馬県								H 1 6年6月	H16.6、同左	
埼玉県								H 1 7年3月	H16.3、H16.7	防犯カメラ取扱に関する 指針を併せて策定
千葉県								H 1 6年11月	H16.3、H16.10	犯罪被害者支援に関する 指針を併せて策定
東京都								H 1 5 年 1 0 月	H15.7、H15.10	
神奈川県								H 1 7年4月	H16.12、H17.4	金融機関の構造等に関す る指針を併せて策定
新潟県								H 1 7年1 0月	H17.7、同左	防犯カメラ取扱に関する 指針を併せて策定予定
山梨県								H 1 7年8月	H17.3、H17.4	
静岡県								H 1 6 年 4 月	H16.3、H16.4	
富山県								H 1 7年1 0月	H17.3、H17.4	観光施設の指針を策定 条例附則に、指針施行は 10月と明記
福井県								H 1 6年5月	H16.3、H16.4	金融機関の構造等に関す る指針を併せて策定
愛知県								H 1 6年7月	H16.3、H16.4	条例附則に、指針施行は7 月と明記
三重県								H 1 6年10月	H16.3、H16.10	
滋賀県								H 1 5 年 1 0 月	H15.3、H15.4	
大阪府								H 1 4年1 0月	H14.3、H14.4	条例附則に、指針施行は規 則で定める日と明記
広島県								H 1 5 年 1 2 月	H14.12、H15.1	
長崎県								H 1 7年1 2月	H17.3、H17.4	大規模商業施設の指針を 併せて策定
大分県								H 1 7年8月	H16.3、H16.8	観光旅行者に関する安全 指針を併せて策定
宮崎県								H 1 7年12月	H17.10、同左	
沖縄県								H 1 6 年 4 月	H15.12、H16.4	
石川、香川は指針策定に向けて準備中(条例施行時期:石川 H17.4、香川 H17.10)										

### 地 域 安 全 ま ち づ く り 条 例(抜 粋)

- 第8条 子どもの保護者、地縁団体等及び学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校の設置者等」という。)は、次に掲げる活動に取り組むよう努めなければならない。
- (1) 学校等及び通学又は通園の用に供される道路並びに子どもが利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)における巡回活動その他の子どもの安全を確保するための活動
- 2 学校の設置者等及び通学路等を設置し、又は管理する者は、その施設における防犯のための設備の設置その他の子どもの安全を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。 -
- 第9条 住宅、店舗その他の施設(以下「住宅等」という。)を所有し、又は管理する者は、当該 住宅等の構造、設備、管理の方法等を当該住宅等及びその周辺における犯罪の防止に配慮したも のとするよう努めなければならない。
- 4 深夜(午後 11 時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において物品販売業その他の営業を営む者は、当該営業に係る店舗(以下「深夜営業店舗」という。)への防犯のための設備の設置、深夜における従業者の勤務体制その他の整備その他の措置を講ずることにより、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪の防止に配慮するよう努めなければならない。
- 第 10 条 住宅又は住宅団地を整備しようとする者は、当該住宅又は住宅団地を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めなければならない。
- 2 道路、公園、駐車場その他の施設(以下「道路等」という。)を設置し、又は管理する者は、 当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めなければならない。

### 地域安全まちづくり条例に基づく指針

### 子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

学校・通学路等における設置管理者、子どもの保護者、地縁団体等による具体的方策を示したもの

#### ▼ 犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針

住宅等の整備・所有管理者等に、企画・計画・設計や管理を行う際の配慮事項を示したもの

### ▼ 犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針

深夜に物品販売業を営む者等に、防犯設備や勤務体制等の配慮事項を示したもの

### ▼ 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

道路等の設置管理者に、企画・計画・設計や管理を行う際の配慮事項を示したもの

#### <指針の性格>

- 1 学校等における子どもの安全確保や住宅・道路・公園・駐車場・深夜営業店舗などの防犯性の向上を図る上での配慮事項などを示すもの。
- 2 各指針は、その対象となる県民、事業者などに対して、犯罪の防止に配慮した自発的な対策を促すことを旨としており、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

### 子ども

- 1 子どもの安全を確保するための活動
- (1) 学校等において
  - ア 施設・設備の点検整備等
  - イ 不審者の侵入防止対策等 出入口の限定、門扉の施錠等
- (2) 通学路等において

安全点検、危険箇所改善等

- 2 危険発生時に子どもの安全を確保するための活動
- (1) 学校等において

危機発生時の情報収集・通報等

- (2) 通学路等において
  - 保護者への連絡、警察へのパトロール要請等
- 3 安全教育の充実
  - 防犯教室・防犯訓練の実施等
- 4 子どもの安全を確保するための体制整備 教職員の体制整備や緊急時の役割分担

項目別に、学校等管理者・保護者・地縁団体等の役割明記

#### 住宅・住宅団地

- 1 防犯性の向上のための基本的な考え方 防犯性向上のための4つの基本原則
- 2 共同住宅に係る設計指針
- (1) 住宅建設の計画
- (2) 共用部分の設計

共用出入口・エレベーター等各部位ごと

(3) 専用部分の設計

玄関扉・インターホン・窓等各部位ごと

- 3 一戸建て住宅に係る設計指針
- (1) 住宅建設の計画
- (2) 設計(共同住宅に準じて記載)
- 4 住宅地整備に係る設計指針
- (1) 住宅地整備の計画
- (2) 設計(共同住宅に準じて記載)
- (3) 個々の住宅の防犯性の担保 建築協定等
- 5 防犯性の向上のための意識と活動

### 深夜営業店舗

- 1 防犯体制
- (1) 防犯責任者

各店舗ごとに責任者を指定

- (2) 防犯のための設備の設置等 来客感応装置、防犯ベル等の設置 店舗内の見通し確保等
- (3) 警戒要領

複数人による勤務体制、声かけ励行等

(4) 現金管理

固定式金庫、金庫の鍵の店舗外保管等

2 その他

警備業者への深夜巡回委託等 近隣居住者との良好な関係保持、協力関係の 醸成 道路・公園・駐車場・駐輪場

- 1 配慮すべき事項
- (1) 道路

縁石や植栽等による歩車道分離 見通しを確保した植栽・工作物設置 防犯灯等の設置

(2) 公園

見通し確保に配慮した樹種選定 下枝のせん定

見通しが確保された場所への公衆便所設置

(3) 駐車場・駐輪場

見通しが確保された場所への配置 垣や柵の設置

防犯の注意を喚起する標識の設置

(4) 地区住民等の帰属意識・協働意識の向上 道路等の植栽、公園の整備管理等への住民参加

# 安全で安心なひょうごの実現

# 指針骨子素案について

名 称	内 容
1 子どもの安	第1通則
全を確保するた	1 目的
めの活動及び措	学校、児童福祉施設その他子どもの教育等を行う施設(以下「学
置に関する指針	校等」という。) や通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日
	常的に利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)における
	防犯上必要な方策を示し、子どもの安全確保を図る。
	2 基本的な考え方
	2 基本的な考え力   (1) 学校等の設置管理者、子どもの保護者、地縁団体等が努力すべき
	具体的方策等を示したもの
	(2) 子どもの発達段階や学校等及び地域の実情に応じて運用
	(3) 社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直し
	第2 具体的方策等
	1 子どもの安全を確保するための活動
	(1) 学校等において
	ア 施設・設備の点検整備等
	(ア) 学校等の設置管理者
	校門、囲障、外灯、校舎の窓・出入口、防犯設備の点検整
	備や、死角の原因となる障害物の撤去移動 
	イ 不審者の侵入防止対策等
	(ア) 学校等の設置管理者
	出入口の限定、門扉の施錠、許可なく立ち入りを禁止する
	旨の看板等の設置、来校者への声掛け励行
	(イ) 子どもの保護者及び地縁団体等
	学校等が募集する安全ボランティア等への参加・巡視への
	協力、学校等で行う防犯訓練、防犯研修会への参加
	(2) 通学路等において
	ア 学校等の設置管理者
	通学路等の安全点検・危険箇所改善、子どもの保護者や地縁
	団体等への巡回パトロールへの協力依頼
	イ 子どもの保護者

### (つづき)

1 子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

通学路等のパトロールや登下校集合場所への送迎等の協力、 不審者発見時の警察や学校等への通報

ウ 地縁団体等

通学路等のパトロールへの協力、不審者発見時の警察や学校 等への通報

- 2 危機発生時に子どもの安全を確保するための活動
- (1) 学校等において

ア 学校等の設置管理者

危機発生時の情報収集・通報、保護者への連絡、警察等への パトロールの要請、登下校方法の決定

(2) 通学路等において

ア 学校等の設置管理者

危機発生時の情報収集・通報、保護者への連絡、警察等への パトロールの要請、登下校方法の決定

イ 子どもの保護者、地縁団体等

危機発生時の情報収集・通報、学校等への連絡、警察等への パトロールの要請

- 3 安全教育の充実
  - (1)学校等の設置管理者

防犯教室・防犯訓練の実施、地域の危険・要注意箇所等の周知

(2)子どもの保護者、地縁団体等

子どもとともに地域の危険・要注意箇所等の確認、学校等による防犯教室等への参加・協力

- 4 子どもの安全を確保するための体制整備
  - (1)学校等の設置管理者

教職員の体制整備や緊急時の役割分担、「危機管理マニュアル」 作成と教職員への周知

(2)子どもの保護者、地縁団体等

子どもの見守り活動への協力、不審者発見時の警察や学校等へ の通報、子どもの避難場所提供 2 犯罪の防止 第 1 に配慮した住宅 1 及び住宅団地の 構造、設備等に 以 関する指針

#### 第 1 通則

#### 1 目的

防犯に配慮した住宅の新築(建替含む) 改修、新たな住宅地(2以上の宅地ならびに道路及び公園または広場が配置された一定の区域をいう。)の整備及び既存住宅地の再整備の企画・計画・設計を行う際の手法等を示し、防犯に配慮した住宅・住宅地の普及を図る。

#### 2 基本的な考え方

- (1) 新築される住宅、改修される既存住宅、新たに整備される住宅地及び既存の住宅地が対象
- (2) 防犯性の向上に係る企画・計画・設計上の配慮事項として参考となる手法等を示したもの
- (3) 事業者、所有者、管理者、居住者に何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (4) 関係法令等の制約に配慮し、対応困難な項目は除外
- (5) 社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直し

### 第2 防犯性の向上のための基本的な考え方

以下の基本原則を踏まえて、防犯に配慮した企画・計画・設計を 実施

- 1 周囲からの見通しを確保する(監視性の確保)
- 2 居住者の帰属意識の向上、コミュニティ形成の促進を図る(領域性の強化)
- 3 犯罪企図者の動きを限定し、接近を妨げる(接近の制御)
- 4 部材や設備等を破壊されにくいものとする (被害対象の強化・回避)

#### 第3 共同住宅に係る設計指針

1 住宅建設の計画

防犯性の向上や費用対効果等を総合的に判断して計画を検討

#### 2 共用部分の設計

- ・共用玄関やエレベーターホールは、道路等からの見通しが確保 された位置に配置
- ・共用玄関やエレベーターホールの照明設備は、床面において概 ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保
- ・エレベーターのかご内に、防犯カメラ・非常時用押しボタン等 を設置
- ・防犯カメラを設置する場合は、エレベーターホールにかご内の 状況を移すモニターを設置
- ・駐車場・自転車置場は、道路・共用玄関・居室の窓等からの見 通し確保に配意

#### 3 専用部分の設計

- ・住戸の玄関扉は、廊下、階段等からの見通しが確保された位置 に配置
- ・防犯建物部品等の扉(枠を含む)及び錠を設置

#### (つづき)

2 犯罪の防止 に配慮した住宅 及び住宅団地の 構造、設備等に 関する指針

- ・玄関外側と通話可能なインターホン又はドアホンを設置
- ・共用廊下に面する住戸の窓等には、防犯建物部品等のサッシ、 ガラス、面格子その他の建具を設置
- ・バルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な 位置に配置

注:「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する 官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、 騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、 騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回(総攻撃時間1分以内)を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

#### 第4 一戸建て住宅に係る設計指針

- 1 住宅建設の計画 共同住宅と同様
- 2 設計 共同住宅と同様
- 第5 住宅地整備に係る設計指針
  - 1 住宅地整備の計画

共同住宅と同様の注意点の他、通過交通の排除や警備員による 巡回など、住宅地全体を俯瞰した注意点を記載

#### 2 設計

- ・道路を挟んで向かい合わせに宅地を配置する等、宅地周辺から の見通しを確保
- ・見通し確保のため、旗竿型等の形状を避け、整形とする。
- ・住宅地内道路、公園、広場等ごとに、設計上の注意点を記載
- 3 個々の住宅の防犯性の担保 防犯性向上のため、建築協定や地区計画等の締結が望ましい。

### 第6 防犯性の向上のための意識と活動

- 1 設置物、設備等の点検及び維持管理
  - ・防犯設備の定期的な点検
  - ・死角となるものの除去・移動
- 2 犯罪の防止に配慮したすまい方
  - ・近隣及び地域単位で取り組みの推進
  - ・戸締まりや鍵の携行
- 3 自主防犯体制の確立による活動
  - ・管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進
  - ・管轄警察署等との連携

# 3 犯罪の防止 第1 に配慮した深夜 営業店舗に係る 措置に関する指 針

#### 通則

#### 1 目的

深夜営業店舗への防犯のための設備の設置、深夜における従業者 の勤務体制の整備等を示すことにより、深夜営業店舗及びその周辺 における犯罪の防止を図る。

### 2 基本的な考え方

- (1) 深夜営業店舗の営業者、管理者に何らかの義務を負わせ、又は 規制を課すものではない。
- (2) 関係法令等の制約に配慮し、対応困難な項目は除外
- (3) 社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直し

#### 第2 防犯体制

- 1 防犯責任者
- (1) 深夜営業店舗の営業者、管理者は、各店舗ごとに防犯責任者の 指定に努める。
- (2) 防犯責任者の役割 防犯設備の点検整備、従業員に対する防犯指導・訓練の計画的 実施、110番通報要領の策定・備え付け
- 2 防犯のための設備の設置等
  - ・出入口の来客感応装置・カウンター周辺の防犯ベル・防犯カメラ 等の設備を設置
  - ・店内の整理整頓、通路等の障害物、外からの見通し確保
  - ・カウンター越しに手が届かないレジ配置
- 3 警戒要領
  - ・複数人による勤務体制
  - ・不審な来客や周辺の不審車両の発見に努める
  - ・声かけを励行し、常に内外を警戒
- 4 現金管理
  - ・固定式など容易に持ち運べない金庫とする
  - ・金庫の鍵は店舗外で保管
  - ・複数人による現金搬送

#### 第3 その他

- ・警備業者への深夜巡回委託など、周辺の警戒強化
- ・利用者等によるたむろなど、迷惑行為の際は、積極的に注意を促 すほか、従わない場合は、警察へ通報
- ・近隣居住者との良好な関係保持や協力関係の醸成

## 4 犯罪の防止 第1 に配慮した道路 1 等の構造、設備 等に関する指針

#### 第1 通則

#### 1 目的

犯罪防止に配慮した道路・公園・駐車場・駐輪場(以下「道路等」 という。)の整備を行う際の手法等を示し、犯罪の防止に配慮した 道路等の普及を図る。

#### 2 基本的な考え方

- (1) 公共の場所として不特定かつ多数の人が利用する道路等が対象
- (2) 防犯性の向上に係る配慮事項として参考となる手法等を示したもの
- (3) 設置管理者に何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (4) 犯罪の発生状況や住民の要望等を勘案し、特に防犯対策を講じる必要性が高い道路等の整備に努める。
- (5) 関係法令等の制約に配慮し、対応が困難な項目は除外
- (6) 社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直し

#### 第2 配慮すべき事項

#### 1 道路

- ・縁石や植栽等による歩車道分離
- ・周囲からの見通しを確保した植栽や工作物設置
- ・周囲からの見通しを妨げないよう植栽せん定や除草
- ・防犯灯等で夜間に人の行動を視認できる程度以上の照度を確保

#### 2 公園

- ・植栽は、周辺からの見通しの確保に配慮して樹種を選定・配置
- ・下枝等が見通しを妨げないようせん定
- ・遊具やベンチの選定・配置は、見通し確保に配慮
- ・公衆便所は見通しが確保された場所に設置するとともに、入口付近・内部は、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保

#### 3 駐車場・駐輪場

- ・人通りの多い道路等、見通しが確保された位置に配置
- ・垣や柵の設置とネットフェンスとするなど、見通し確保に配慮
- ・利用者に対して、車内に物を放置しないなど、犯罪への注意を喚 起する標識を設置
- ・夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保

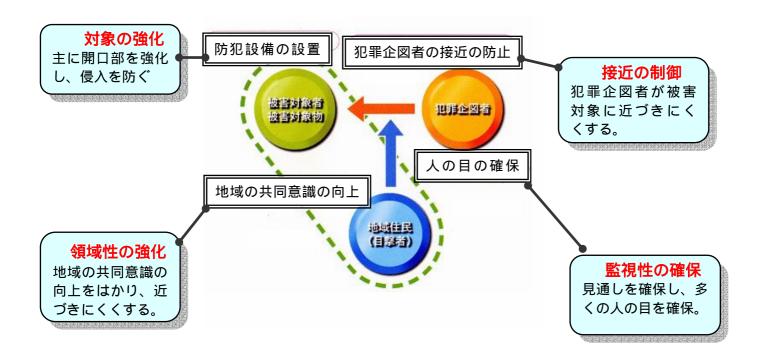
「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の 人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度)床 面又は地面における平均照度)が概ね3ルクス以上をいう。

- 4 地区住民等の帰属意識・協働意識の向上
  - ・道路等の植栽、公園の整備・管理等への住民参加

### 防犯環境設計について

各指針の骨子素案には、「防犯環境設計」(Crime Prevention through Environmental Design: CPTED)の考え方を随所に取り入れたいと考えている。
防犯環境設計は、

- ・70年代に米国で発達した理論
- ・物理的な環境の整備によって主に機会犯罪を減らす考え方。
- ・ 機会犯罪「場の状況に応じて機会があれば遂行する犯罪」 (侵入盗・乗り物盗・車上ねらい・ちかん・ひったくり等)
- ・ 犯罪状況の詳細な調査によって生み出された理論
- ・ 下記の4原則からなる
- 1 監視性の確保
  - ・暗がりを改善するため防犯灯をつける
  - ・窃盗や強盗を防ぐために外部から店舗内の見通しをよくする 等
- 2 領域性の強化
  - ・コミュニティ活動を育てる
  - ・道路の沿道を植栽で飾る 等
- 3 接近の制御
  - ・建物の窓等の侵入口に接近できないように、侵入の足場を取り除く 等
- 4 被害対象の強化・回避
  - ・侵入しにくい頑丈な錠や窓ガラス等を使用する 等



課題:指針として、どのような特徴を持ったものにするべきか







県民主役・地域主役の条例である「地域安全まちづくり条例」を踏まえ、

施設の設置管理者だけの問題にとどまらず、地域ぐるみの取組の重要性に

鑑み、地域連携の必要性を強く打ち出してはどうか

(例)

子どもの安全 ......子どもの見守り活動への保護者や近隣の地縁団体等の協力など

住宅 .....近隣同士の自主防犯体制の確立、共同植栽・清掃など

深夜営業店舗 .....近隣との良好な関係保持、非常時の通報協力など

道路等 ......近隣が愛着をもって利用できる施設とする工夫など

防犯上効果的と考えられる事例を、できるだけ具体的に盛り込むように してはどうか

### (例)

#### 住宅地

宅地周辺からの見通しを確保

道路を挟んで向かい合わせに宅地を配置するほか、旗竿型の形状を避け、整形とするなど、宅 地周辺からの見通しを確保

#### 駐車場

見通しのきく垣・柵を設置

ネットフェンスとしたり、屋内に設置する場合は、外部から内部を見通すことが可能な開口部 を確保するなど、見通しのきく垣・柵を設置